

施設の改築及び修繕等の実施費用負担区分

【実施区分】

甲：松阪市 乙：指定管理者

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			甲	乙	
建物	改築又は大規模改修等	躯体、基礎軸組、鉄骨部分、小屋組等の取替			基本的に建物の大規模改修等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	見積額 20 万円以上の修繕		○	○	20 万円を超える金額を甲が負担する。
	見積額 20 万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
構築物	新設等	利用者の利便向上のため、設置する施設外への工作物			基本的に構築物の新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	見積額 20 万円以上の修繕		○	○	20 万円を超える金額を甲が負担する。
	見積額 20 万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
施設設備等	新設等				基本的に施設設備等の大規模改修等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	見積額 20 万円以上の修繕		○	○	20 万円を超える金額を甲が負担する。
	見積額 20 万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
備品類	購入	公の施設として必要と認められる備品。		○	I 種II 種ともに乙が負担する。
				○	自主事業として、乙所有に帰属する備品の購入は乙の自己財源で負担する。
	備品等 (I 種) の修繕			○	
	備品等 (II 種) の修繕			○	
上記以外の建物、構築物、機械装置、備品の改築・改修等		いわゆる「模様替え」等		○	乙が委託料以外の費用により、サービスの向上や効率的な管理運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件。
基本的考え方 ※1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小規模：見積額 20 万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、乙が実施し、20 万円を超える金額を甲が負担する。 2 乙は、建物の改築、構築物の新設等、機械設備の新設等及び、見積書 20 万以上の修繕、公の施設として必要と認められる備品購入等に当たっては、原則としてあらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。 3 上記項目については税込み金額とする。					

【費用負担区分】

実施区分と同様とし、甲と乙が、それぞれ費用を負担するものとする。ただし、天災その他の不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、甲と乙が協議する。